

平成26年6月

自己宛小切手による振り込め詐欺被害防止策の実施について

三重県警察本部からの呼び掛けにより、振り込め詐欺を始めとした特殊詐欺の被害防止を目的として、お客様が多額の現金引き出しを希望された場合、現金に替えて、「自己宛小切手（預金小切手）」のご利用をお勧めしています。また、振り込め詐欺等の防止対策による自己宛小切手を手数料無料で発行させていただきます。

自己宛小切手をお勧めする理由

- ・自己宛小切手（預金小切手）を現金に換えるには、金融機関の口座に入金するよう取立を依頼する必要があります。支払いが可能となるまでには日数が必要となることから、この間に支払相手を特定できる可能性が高まり、犯人逮捕につながり易くなります。
- ・多額の現金は持ち運びが大変ですが、自己宛小切手（預金小切手）なら1枚で済みます。
- ・自己宛小切手（預金小切手）を渡してしまった場合でも、支払停止等の措置が可能となることから現金に比べて被害を防げる可能性があります。
- ・自己宛小切手（預金小切手）に支払先の名前を記載することで、万が一、第3者が小切手を不正に取得しても、現金支払いを防止する効果が期待できます。

津信用金庫